

## 「中野区旅館業法施行条例」及び「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」の改正案に盛り込むべき主な事項について

「中野区旅館業法施行条例」及び「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」の改正の考え方に関する意見交換会を開催し、結果をまとめたので報告する。また、条例に盛り込むべき主な事項について、次のとおり取りまとめたのでパブリック・コメント手続を実施する。

### 1. 意見交換会の結果について

別紙1のとおり

### 2. 「中野区旅館業法施行条例」及び「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」の改正の考え方からの変更点

なし

### 3. 「中野区旅館業法施行条例」及び「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」の改正案に盛り込むべき主な事項について

別紙2のとおり

### 4. パブリック・コメント手続の実施

「中野区旅館業法施行条例」及び「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」に盛り込むべき主な事項に対するパブリック・コメント手続を令和2年3月23日から令和2年4月13日まで実施する。区民への周知については、なかの区報3月20日号及びホームページに掲載するほか、中野区保健所生活衛生課や区民活動センター等で資料を公表する。

意見の提出方法は、文書により電子メール、ファクシミリ、郵送、窓口への持参とする。

### 5. 今後のスケジュール（予定）

令和2年6月 第2回定例会において、パブリック・コメント手続の結果報告及び条例改正案の提出

## 意見交換会実施結果

## 1. 開催日時及び会場、参加者数

| No | 日 時                          | 会 場    | 参加人数 |
|----|------------------------------|--------|------|
| 1  | 令和2年2月15日(土)<br>午後3時～午後4時    | 中野区保健所 | 16 人 |
| 2  | 令和2年2月19日(水)<br>午後7時～午後7時50分 | 中野区保健所 | 5 人  |

## 2. 意見交換会で寄せられた主な意見・質疑について

## (1) 中野区旅館業法施行条例の改正の考え方

## ①営業許可の申請前に実施する周辺住民への事前周知について

|   | 区民等からの意見・要望   | 区の見解・回答   |
|---|---|---|
| 1 | 近隣への周知の際、近隣住民が反対の場合はどのように調整するのか。近隣住民の理解を得るために施設見学や内覧会等を行ってはどうか。 | 区としては近隣住民の同意までは義務としておりません。反対意見があった場合、近隣住民の理解を得るための対応として、内覧会等を行い積極的に理解に向けた工夫を行う必要もあると考えます。 |

## ②宿泊者の本人確認について

|   | 区民等からの意見・要望                                      | 区の見解・回答               |
|---|--|-----------------------|
| 1 | 宿泊者名簿の記載欄にメールアドレスの項目を設けた方が緊急の際に宿泊者と連絡が取れるのではないか。 | ご意見として伺い、今後の参考といたします。 |

## ③施設名称等の掲示について

|   | 区民等からの意見・要望  | 区の見解・回答   |
|---|--|---|
| 1 | 緊急連絡先は宿泊者が見られるところに掲示すればよいのか。それとも一般の通行人が見られるところに掲示するのがよいのか。 | 宿泊者の騒音等に困った際、事業者の連絡先が分からないといった苦情が寄せられることがあります。そのため、近隣の方が認識できる場所への掲示を考えています。 |
| 2 | 施設名称等の標識の掲示方法に規定はあるのか。                                     | 区規則で定める予定であり、住宅宿泊事業法の標識を参考に掲示方法を検討してまいります。                                  |

|   |                                   |  |
|---|-----------------------------------|--|
| 3 | 緊急時連絡先が繋がらなかった場合、区はどのように指導していくのか。 | 区民の方が緊急連絡先に連絡できない場合は、区が事業者に指導を行い、改善を求めます。今後は、玄関帳場を有しない施設は、緊急連絡先の掲示が義務付けられます。 |
|---|-----------------------------------|--|

④周辺住民の生活環境への悪化防止について

|   | 区民等からの意見・要望   | 区の見解・回答  |
|---|---|--|
| 1 | 区に寄せられる苦情はどのようなものが多いか。また、違法民泊については把握しているのか。                                   | 区に寄せられる苦情は、宿泊者による騒音やごみ出しのマナーが悪いといった内容が多くなっています。違法民泊は近隣の方からの通報により判明することが多く、現地確認を行い、聞き取り調査などを行っています。不在の場合は、複数回現場に行き、文書を投函し、事業者と連絡をしています。 |
| 2 | 騒音やごみ出しのマナーが悪い等の理由で施設を営業停止にすることはできるのか。  | 宿泊者の騒音やごみ出しのマナーが悪い等の理由で営業停止にすることは難しいです。繰り返し現地調査等を行い、適宜警察等と連携を取るなどにより事業者を指導していきます。  |
| 3 | ごみ出しについて、外国人旅行者自身はルールがわからないため、マナーが悪ければ近隣住民が片付けている。事業者が適正に管理するために厳しい罰則を設けてほしい。 | ごみ出しのマナーに関する苦情は多く寄せられています。そのため、今回の条例改正で書面の備付けや説明について規定に盛り込むことを考えています。罰則を設けることは、現時点では考えていません。   |

⑤玄関帳場等の設置について

|   | 区民等からの意見・要望                                      | 区の見解・回答  |
|---|--|--|
| 1 | 現在、簡易宿所では玄関帳場の設置を義務づけられていないが、今後は必ず設置しなければならないのか。 | 今回の条例改正により、簡易宿所においても玄関帳場の設置を義務付けていきますが、旅館・ホテル営業における厚生労働省令の基準により、緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えている場合などは玄関帳場を設置しないことが可能となります。 |

|   |   |                       |
|---|---|-----------------------|
| 2 | 玄関帳場の代替措置として監視カメラ等をつけるよう指導されているが、運営体制や鍵の受け渡しなどの方法について他区では書類の提出を求めているところもある。同様に提出を求めているかどうか。 | ご意見として伺い、今後の参考といたします。 |
|---|---|-----------------------|

(2)中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例改正の考え方

①届出前に実施する周辺住民への事前周知について

|   | 区民等からの意見・要望  | 区の見解・回答  |
|---|--|--|
| 1 | 届出前に実施する事前周知より説明会の方が迅速な場合がある。選択できるような柔軟な対応を取ってほしい。 | 事前周知は必要であると考えており、説明会と選択できるようにすることは考えていません。       |
| 2 | 商業地域は賑やかな場所だが、近隣への周知が必要なのか。                        | 商業地域であっても、住宅と隣接している地域も多く、近隣への事前周知が必要であると考えています。  |
| 3 | 住宅宿泊事業者に対し、年一回近隣住民の同意を得られれば事業の制限（平日の営業禁止）を撤廃してほしい。 | 今後も、安全・安心な教育環境等の確保を図るため、平日の実施についての制限は必要であると考えます。 |

(3)その他

|   | 区民等からの意見・要望          | 区の見解・回答  |
|---|----------------------|--|
| 1 | 旅館業法の許可書はコピーの掲示でよいか。 | 旅館業の許可書を掲示する義務はありません。  |
| 2 | 条例改正の施行時期はいつか。       | 今後、パブリック・コメント手続を実施し、その結果を反映し、第2回定例会に議案を提出する予定です。議決された場合、施行は7月頃を考えています。 |

## 「中野区旅館業法施行条例」及び「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」の改正の考え方について

### 1. 改正の背景と趣旨

平成30年6月に旅館業法が改正され、構造設備の基準が大幅に緩和されました。また同時に、住宅宿泊事業法も新たに施行されたことにより、この1年間で、区内の宿泊施設が急速に増加しています。

そのため、住宅密集地などでは、周辺住民の不安や生活環境の悪化などの問題が生じており、トラブルも増えています。

そこで、区では住民の不安や懸念を取り除き、良好な生活環境を確保すること、また宿泊事業の適正な運営を目的として、「中野区旅館業法施行条例」及び「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」を一部改正する予定です。その考え方を次のとおりまとめました。

### 2. 中野区旅館業法施行条例の改正の考え方

#### (1) 営業許可の申請前に実施する周辺住民への事前周知について

申請者は申請前に周辺住民に対し、営もうとしている旅館業の内容を文書及び標識にて周知する。

##### 《説明》

事前に周知がなく旅館業が開業されることに対し、周辺住民から不安の声が寄せられています。そのため、住宅宿泊事業と同様に申請者は申請前に周辺住民に対し、営もうとしている旅館業の内容を文書及び営業予定地における事業計画の標識を設置し周知を図ります。

なお、申請者が周辺住民に事前周知する文書の内容や営業予定地において事業計画の標識を設置する際の大きさ、記載内容、設置期間及び事前周知を行ったことを確認できる書類等については、区規則で定めます。

#### (2) 宿泊者の本人確認について

旅館業法第6条に規定されている宿泊者名簿の作成にあたっては、玄関帳場を有する施設にあつては、宿泊者と対面し正確な記載を確保すること。

##### 《説明》

玄関帳場は宿泊しようとする者との面接のための設備であることから、これを有する施設にあつては、宿泊者と対面し宿泊者名簿を作成することとします。

### (3) 施設名称等の掲示について

公衆の見やすい場所に施設名称を掲示すること。また、玄関帳場を有しない施設にあっては、緊急連絡先を掲示すること。

#### 《説明》

周辺住民や宿泊者が旅館業の施設であると認識できるよう、公衆の見やすい場所に施設名称の掲示を義務付けます。区規則において、公衆が認識しやすい大きさ及び風雨に耐えうる材質で掲示することを規定します。

### (4) 周辺住民の生活環境への悪化防止について

営業者は、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって、規則で定めるものについて書面の備付けその他の適切な方法により説明しなければならない。

#### 《説明》

上記の事項は住宅宿泊事業法には規定があり、住宅宿泊事業法施行規則で騒音の防止、ごみの処理、火災の防止について説明するよう規定されています。宿泊者にマナーを周知するため、中野区旅館業法施行条例でも同様に措置の基準として上記の事項を追加します。宿泊室等に備え付ける書面は、宿泊者に通じる多言語化により対応するよう指導します。

### (5) 玄関帳場等の設置について

簡易宿所について、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として、区規則で定める基準に適合するものを有すること。

#### 《説明》

旅館業法施行令では、旅館・ホテル営業の構造設備基準として、「宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として、厚生労働省令で定める基準（※）に適合するものを有すること。」と規定されています。この考え方を条例で簡易宿所にも規定します。区規則で定める基準は、旅館業法施行令第1条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める基準と同様とします。

#### (※) 厚生労働省令で定める基準

- ・事故が発生したとき、その他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。

- ・ 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

### 3. 中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例改正の考え方 届出前に実施する周辺住民への事前周知について

住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をする前に当該住宅宿泊事業の周辺住民に対し当該事業の内容を周知しなければならない。

#### 《説明》

中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例第7条第1項では、制限区域において、届出前に事業者が周辺住民に対し住宅宿泊事業の内容を周知することとされていますが、これを制限区域外も対象とすることとし、すべての事業者に義務付けます。